

鉄道営業法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 動力車操縦者運転免許証の記載事項の変更の記入
- ② 手続根拠 : 鉄道営業法第21条
動力車操縦者運転免許に関する省令第13条
- ③ 手続対象者 : 動力車操縦者運転免許証の記載事項に変更が生じた者
- ④ 提出時期 : 動力車操縦者運転免許証の記載事項に変更が生じたとき
- ⑤ 提出方法 : 動力車操縦者運転免許証記載事項変更申請書を作成し、地方運輸局鉄道部運転保安課へ提出して下さい。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 当該変更の事実を証明する書類
- ⑧ 申請書様式 : 動力車操縦者運転免許証に関する省令第3号様式
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先となる地方運輸局鉄道部運転保安課にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- ① 提出先：

北海道運輸局鉄道部運転保安課	011-290-2732
東北運輸局鉄道部運転保安課	022-791-7526
新潟運輸局鉄道部運転保安課	025-244-6117
関東運輸局鉄道部運転保安課	045-211-7240
中部運輸局鉄道部運転保安課	052-952-8031
近畿運輸局鉄道部運転保安課	06-6949-6440
中国運輸局鉄道部運転保安課	082-228-8797
四国運輸局鉄道部運転保安課	087-835-6360
九州運輸局鉄道部運転保安課	092-472-4062
- ② 受付時間：提出先にお問い合わせください。
- ③ 相談窓口：地方運輸局鉄道部運転保安課

3. 手続情報

- ① 審査基準：
 - ・ 本籍、氏名の場合
戸籍抄本、戸籍謄本又はこれらと同等以上の用件を満たす提出可能な公文書であること。
 - ・ 所属事業者名の変更
当該申請人が所属する事業者又は所属していた事業者において、申請のあった記載事項が正しいことを証明する書類であること。
- ② 標準処理期間：30日
- ③ 不服申立方法：行政不服審査法の規定による